

# 「松江市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

## 1. 新型インフルエンザ等対策行動計画

根拠法令： 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)

目的)国民の生命、健康を保護し、生活や経済への影響を最小にする

行動計画： 平時の準備や有事での対策の選択肢を示すもの

改定経緯： 策定 H26 ⇒ 改定 H31<sup>※1</sup> ⇒ 改定 R8 (現計画)

※1 平成 31 年の改定は、中核市移行に伴うもの

## 2. 改定の概要

- ・ R2～R5新型コロナウイルス感染症対策の経験や関係法令の改正を行動計画に反映
- ・ 島根県の行動計画との整合性
- ・ 国:R6.7 改定 ⇒ 島根県: R7.6 改定 ⇒ 本市:R8.2 改定

## 3. 改定のポイント

### 1)対象となる感染症を拡大

#### 【H31 計画】

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②新感染症

#### 【現計画】

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②新感染症
- ③指定感染症

### 2)感染の波が複数回発生し、感染症対応期間が中長期になることも想定し、感染症の発生段階を 6 段階から 3 段階(準備期・初動期・対応期)へ変更

#### 【H31 計画】

- 対応期間:数か月程度
- ①未発生期                      ②海外発生期
  - ③地域内未発生期              ④地域内発生初期
  - ⑤地域内感染期                ⑥小康期

#### 【現計画】

- 対応期間:数か月～3 年程度
- ①準備期 ②初動期 ③対応期

### 3)対策項目を 6 項目から 13 項目へ再編

#### 【H31 計画】

- ① 実施体制
- ② サーベイランス・情報収集
- ③ 情報提供・共有
- ④ 予防・まん延防止
- ⑤ 医療
- ⑥ 市民生活及び地域経済の安定の確保

#### 【現計画】

- ① 実施体制                      ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策                      ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン                      ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法          ⑩ 検査
- ⑪ 保健                              ⑫ 物資
- ⑬市民の生活及び地域経済の安定の確保

4)市対策本部の設置時期を変更

【H31 計画】

緊急事態宣言

【現計画】

国・県の対策本部設置

4. 対策の主な内容※2

	主な対策内容
準備期 (平時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症有事に向けた定期的な訓練や研修</li> <li>○ 通常の感染症サーベイランスを実施</li> <li>○ 検査体制、予防接種体制について関係機関と確認</li> <li>○ 島根県の医療提供体制確保に協力</li> <li>○ 予防接種事務のデジタル化を推進</li> </ul>
初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所の有事体制への移行開始</li> <li>○ 有事検査体制へ移行し、検体搬送体制を確保</li> <li>○ 有事サーベイランスを実施し、情報収集・リスク評価</li> <li>○ コールセンターを設置し、相談体制の整備を開始</li> <li>○ 島根県の医療提供体制確保に協力</li> <li>○ 国が公表した正確な情報を市民へ周知</li> </ul>
対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大防止対策についての説明・周知</li> <li>○ 感染状況に応じた検査、積極的疫学調査、入院勧告措置等の実施</li> <li>○ 住民接種の実施</li> <li>○ 島根県の医療提供体制確保に係る対策を実施</li> </ul>

※2 13項目それぞれの対応期ごとの主な内容は別紙「感染症の発生段階別対策の概要」のとおり